

○予算委員会

予算（九件）

番号	件名	提出月日	参議院		衆議院		備考
1	昭和六十三年年度一般会計補正予算（第1号）	元、二八	付託 元、二八 議決 元、三七	本院 元、三七 議決	付託 元、二八 議決 元、三七	本院 元、三七 議決	
2	昭和六十三年年度特別会計補正予算（特第1号）	二八	(予) 二八 可 議決 三七	可 議決 三七	二八 可 議決 三七	可 議決 三七	
3	昭和六十三年年度政府関係機関補正予算（機第1号）	二八	(予) 二八 可 議決 三七	可 議決 三七	二八 可 議決 三七	可 議決 三七	
4	平成元年度一般会計予算	二八	(予) 二八 可 議決 二八	可 議決 二八	二八 可 議決 二八	可 議決 二八	衆議院から憲法第六十條第二項の規定により衆議院の議決が国会の議決となった旨の通知書を受領した。 元、五二六
5	平成元年度特別会計予算	二八	(予) 二八 可 議決 二八	可 議決 二八	二八 可 議決 二八	可 議決 二八	
6	平成元年度政府関係機関予算	二八	(予) 二八 可 議決 二八	可 議決 二八	二八 可 議決 二八	可 議決 二八	衆議院から憲法第六十條第二項の規定により衆議院の議決が国会の議決となった旨の通知書を受領した。 五二六
7	平成元年度一般会計暫定予算	三二	(予) 三二 可 議決 三二	可 議決 三二	三二 可 議決 三二	可 議決 三二	
8	平成元年度特別会計暫定予算	三二	(予) 三二 可 議決 三二	可 議決 三二	三二 可 議決 三二	可 議決 三二	
9	平成元年度政府関係機関暫定予算	三二	(予) 三二 可 議決 三二	可 議決 三二	三二 可 議決 三二	可 議決 三二	

予算

昭和六十三年年度一般会計補正予算（第1号）（閣予第一号）
昭和六十三年年度特別会計補正予算（特第1号）（閣予第二号）
昭和六十三年年度政府関係機関補正予算（機第1号）（閣予第三号）

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十三年年度補正予算三案の委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の一般会計予算の補正は、歳出において、災害復旧等事業費、給与改善費、消費税創設等税制改革関連経費、農産物輸入自由化等関連対策費及び貿易保険特別会計への繰り入れ等特に緊要となった事項について措置を講ずることとしており、歳出の追加総額は五兆九千二十億円となっております。

他方、既定経費の節減、予備費の減額により七千四百九十九億円の修正減少を行っております。

歳入につきましては、最近までの収入実績にかんがみ、租税及び印紙収入三兆百六十億円の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受け入れ等を計上し、他方、公債金につい

て、建設公債五千六十億円を追加発行する一方、特例公債を一兆三千八百億円減額しております。

本補正の結果、昭和六十三年年度補正後予算の総額は、歳入歳出とも当初予算に対して五兆千五百二十億円増加し、六十一兆八千五百十七億円となります。

また、一般会計予算の補正等に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計など二十六特別会計予算と国民金融公庫等四政府関係機関予算について所要の補正が行われております。

補正予算三案は、二月八日国会に提出され、十五日村山大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待つて、三月六日、七日の両日、竹下内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し国政全般にわたり熱心な質疑が行われました。

補正予算に直接関連する質疑として、「最近数年間、政府は当初予算の税收を過小に見積もり、意図的に多額の年度内自然増収を生み出し補正財源づくりをしているが、これは財政運営をゆがめるものではないか。今まで返済を拒んできた厚生保険特別会計等への繰り戻し一兆五千億円や赤字補てんのための貿易保険特別会計への繰り入れ九百億円等を計上した理由は何か。これらは本来当初予算に計上

すべきものであり、補正予算に盛り込むには緊要性に欠けているばかりか、予算執行が実質十五カ月予算となり、財政法違反ではないか」との質疑がありました。

これに対し、竹下内閣総理大臣、村山大蔵大臣及び関係政府委員から、「年度内自然増収が生じたのは、経済成長率が当初見通しを上回り、かつ土地、株の上昇等一時的要因によるものであり、今後は聞き取り調査や税収の積み上げなどを工夫し、可能な限り精緻な税収予測をしていきたい。なお、財政運営に関し、政策的に緊要性の高いものについては補正予算で措置しているが、当初予算同様厳しい削減を行っており、財政をゆがめる膨張型予算は編成していない。厚生保険特別会計への繰戻しは、隠れ赤字公債と厳しく指摘されていたもので、財政に一時的余裕が生じたこの機会に、財政体質の改善にあわせて年金制度の改革が取り上げられている時期でもあり、制度自体への国民の信頼を高める等の点を考慮し、一部返済を行うこととした。また、貿易保険特別会計への繰り入れは、石油価格の低迷、世界的な金利の高騰から発展途上国の債務繰り延べが増加し、保険金の支出が急増したため、回収見込みの立たないものを一般会計から補てんするものである。したがって、

これらの経費は当初予算作成後、特に緊要となり、その支出を年度内に行うことが必要なもので、決して十五カ月予算ではないし、財政法に違反するものでもない」との答弁がありました。

質疑はこのほか、リクルート問題、消費税、政治改革、政治家の資産公開等広範多岐にわたって行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

本日をもって質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して本岡委員が反対、自由民主党を代表して野沢委員が賛成、公明党・国民会議を代表して及川委員が反対、日本共産党を代表して近藤委員が反対、民社党・国民連合を代表して勝木委員が反対の旨それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、昭和六十三年度補正予算三案は賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

平成元年度一般会計暫定予算（閣予第七号）

平成元年度特別会計暫定予算（閣予第八号）

平成元年度政府関係機関暫定予算（閣予第九号）

委員長報告

ただいま議題となりました平成元年度暫定予算三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の暫定予算は、平成元年度予算の年度内成立が困難な事情にありますので、国政運営に支障を来さないよう、四月一日から五月二十日までの期間について編成されたものであります。

一般会計暫定予算の編成は、本予算成立までの応急措置であることにかんがみ、歳出については、暫定期間中における人件費、事務費等の経常経費のほか、既定施策経費については行政運営上必要最小限度の額にとどめ、新規施策の経費は、教育及び社会政策上の配慮から特に措置することが適当と認められるものを除き、原則として計上しないこととしております。

なお、公共事業関係費は、一般公共事業及び災害復旧事業に分け、それぞれ本予算の四分の一及び三分の一を計上しております。

一方、歳入については、暫定予算期間中の税込及び税外収入、建設国債発行予定額を見込むほか、前年度剰余金を

計上いたしております。

以上の結果、一般会計暫定予算の規模は、歳入二兆八千四百三十一億円、歳出九兆二千二百四十五億円で、六兆三千八百十四億円の歳出超過となりますが、国庫の資金繰りについては、必要に応じ大蔵省証券を発行することができることとしております。

特別会計及び政府関係機関の暫定予算についても、一般会計に準じて編成されております。

暫定予算三案は、三月二十九日国会に提出され、三十日衆議院からの送付を待って、本日、大蔵大臣から趣旨説明を聴取した後、質疑を行いました。

暫定予算に直接かわる質疑として、「リクルート疑惑に巻き込まれて異例の長期暫定予算に追い込まれた政治責任をどう考えるか。暫定予定に政策経費を盛り込んでいるのは財政法をないがしろにするものではないか。暫定予算は景気に悪影響を与えないか」との質疑がありました。

これに対し、竹下内閣総理大臣、村山大蔵大臣及び愛野経済企画庁長官より、「平成元年度予算の早期成立を願い、政府はその期待権を持って祈る気持ちで対応してきたが、期待権の限界が来たので暫定予算を提出した。総理の政治

姿勢に原因があるとの指摘は謙虚に受けとめるが、政府は一日も早い本予算の成立を強く期待している。暫定予算は、人件費等行政運営上必要最小限度のものにとどめ、新規施策は原則として計上しないが、生活扶助費や福祉施設の生活費等特に措置することが必要なものを計上し、補助率の改定は与野党の話し合いを踏まえ措置した。今回の暫定は、一般公共事業費が本予算の四分の一を計上するなど、公共事業を自然体で執行した昭和六十三年度同様の規模を確保し、また、現在、経済は消費、設備投資等の内需が堅調で拡大基調にあるので暫定予算によって特段の悪影響はない」旨の答弁がありました。

質疑はこのほか広範多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、直ちに採決を行い、平成元年度暫定予算三案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。